

令和3年度第2回甲賀市少年センター協議会 次第

日時：令和4年 2月24日（木）

13時30分～15時30分

場所：あいこうか市民ホール 練習室3

1. 開 会

市民憲章唱和

2. あいさつ

3. 附属機関会議の公開等に関する指針確認事項について

- ・ 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 .. 資料2

4. 議事

(1) 令和3年度甲賀市少年センター活動状況について .. 資料3

(2) 令和4年度甲賀市少年センター事業計画について .. 資料4

5. 意見交換

6. その他

7. 閉会

[添付資料]

- ・ 甲賀市少年センター協議会委員名簿 .. 資料1
- ・ 甲賀市少年センター条例 .. 資料5
- ・ 甲賀市少年センター条例施行規則 .. 資料6

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

甲賀市少年センター協議会委員名簿

No.	機 関 名	職 名	氏 名	委嘱日	任 期
1	甲賀警察署生活安全課	課 長	坂下 恵司	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
2	甲賀市保護司会	会 長	中本 欽三	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
3	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理 事	瀧井ちづる	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
4	甲賀市更生保護女性会	会 長	辻 好子	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
5	甲賀市少年補導(委)員会	会 長	林 善彦	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
6	甲賀市青少年育成市民会議	会 計	中井れい子	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
7	甲賀市区長連合会	副会長	吉田 昌孝	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
8	甲賀市P T A連絡協議会	顧 問	戎脇 浩	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
9	甲賀市小学校校長会 (希望ヶ丘小学校)	校 長	今宿 国夫	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
10	甲賀市中学校校長会 (水口中学校)	校 長	井用 重喜	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
11	甲賀市湖南市高等学校校長会 (滋賀県立水口高等学校)	校 長	平井 忠美	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
12	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	稲田 晃一	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
13	市民環境部生活環境課	課 長	前田 三嗣	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
14	こども政策部	次 長	細井喜美子	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30
15	教育委員会事務局学校教育課	課 長	前田 正	R3. 10. 1	R3. 10. 1～R5. 9. 30

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

(附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

(会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

（３） 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

（４） 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

（会議開催の周知）

第 7 条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の 7 日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第 1 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

（１） 会議の名称

（２） 開催日時

（３） 開催場所

（４） 議題

（５） 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

（６） 傍聴者の定員

（７） 傍聴手続

（８） 問い合わせ先

（９） その他必要な事項

（会議録の作成及び会議結果の公表）

第 8 条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね 1 月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第 2 号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (１) 会議の名称
- (２) 開催日時
- (３) 開催場所
- (４) 議題
- (５) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (６) 出席者
- (７) 傍聴者数
- (８) 会議資料
- (９) 議事の結果概要
- (１０) その他必要な事項

２ 第３条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第９条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第１０条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会議の開催案内	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日（ ） 時 分から
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 （一部公開・非公開の理由）
6. 傍聴者の定員	人
7. 傍聴手続	
8. 問い合わせ先	
9. その他	

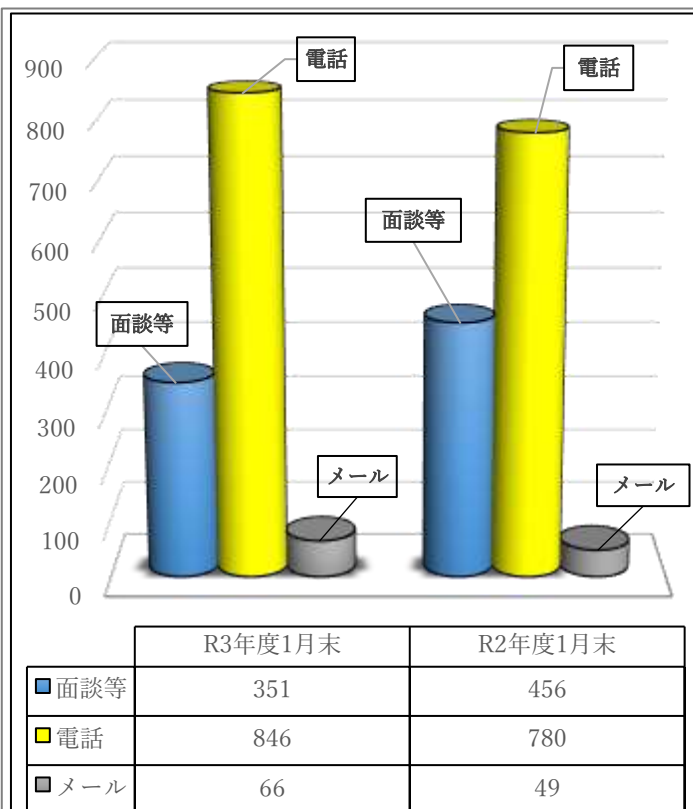
様式第 2 号（第 8 条関係）

会議の概要報告	
1. 会議の名称	
2. 開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
3. 開催場所	
4. 議題	
5. 公開又は非公開の別	☐ 公開 ☐ 一部公開 ☐ 非公開 (一部公開・非公開の理由)
6. 出席者	
7. 傍聴者数	人
8. 会議資料	
9. 議事の結果概要	
10. その他	

令和 3 年度 少年センター活動状況(R3.4.1～R4.1.末)

(1) 少年相談受理状況

相談件数 延べ 1,263 件 (前年度同時期 延べ 1,285 件)



相談のべ件数は 1,263 件で、前年度同時期比-22 件の減少にとどまっており、依然として高水準で推移している。

これらの理由については、甲賀市少年センターの存在が広く市民に浸透してきている(少年センターが持っている情報量の多さ、幅広い対応能力が一般市民・学校・関係機関・団体等に広く認識されつつある)ことも一つの要因になっていると思われる。

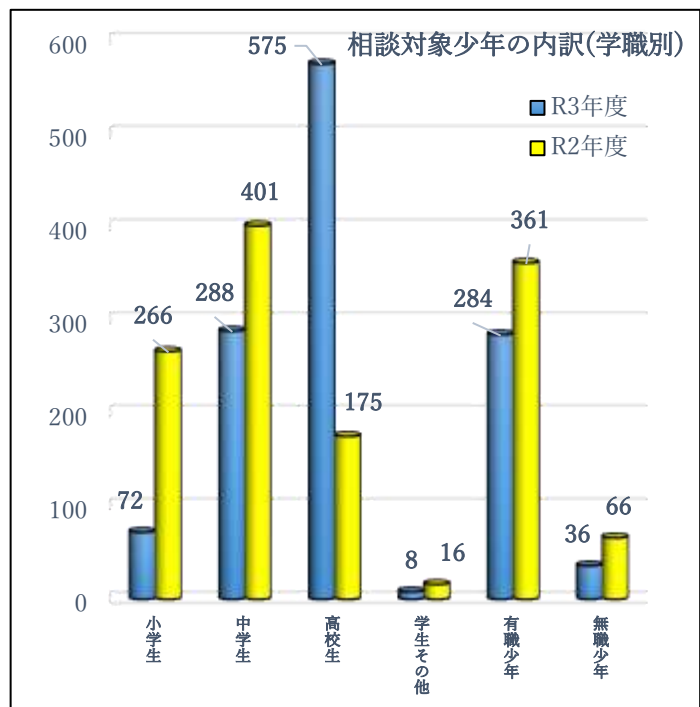
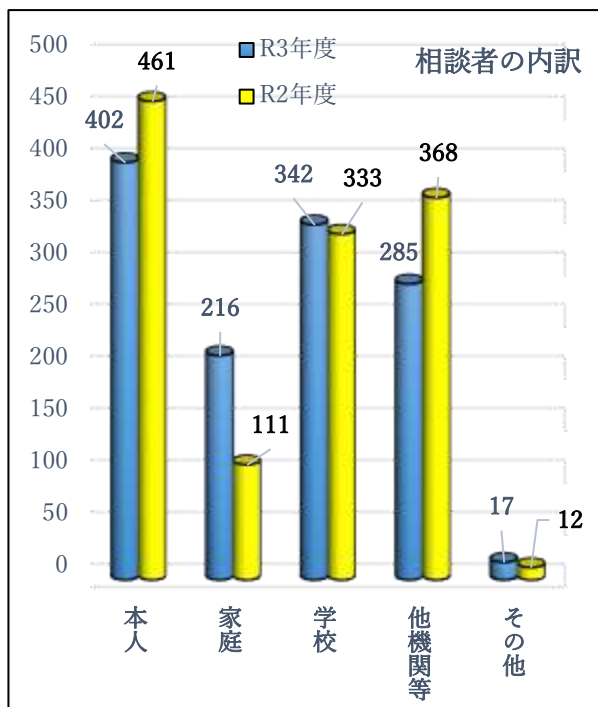
相談手段としては、新型コロナウイルス感染症問題が収束傾向にないことから電話相談が 846 件と全体の約 67%を占めており、面接形式での相談は減少傾向にある。

しかし、相談業務は本来「面接形式での対応」がより本質を正確に判断できるものであるため、面接の要否については慎重に判断しながらの対応が要求される。

相談者内訳	R3 年度 1 月末	R2 年度 1 月末	増 減
本 人	4 0 2	4 6 1	— 5 9
家 庭	2 1 6	1 1 1	1 0 5
学 校	3 4 2	3 3 3	9
他 機 関	2 8 6	3 6 8	— 8 2
そ の 他	1 7	1 2	5
対象少年学職	R3 年度 1 月末	R2 年度 1 月末	増 減
小 学 生	7 2	2 6 6	— 1 9 4
中 学 生	2 8 8	4 0 1	— 1 1 3
高 校 生	5 7 5	1 7 5	4 0 0
学生その他	8	1 6	— 8
有職少年	2 8 4	3 6 1	— 7 7
無職少年	3 6	6 6	— 3 0

相談者の内訳については、前年度同時期に比べ家庭・学校からの相談が増加傾向にあり、対象少年の学職別では小学生の継続対応問題が解決したことなどで大幅に減少したが、高校生の増加が顕著である。

高校生の増加については、昨年度から本年度前半にかけての複数の高校生による家庭内暴力問題やこれらの問題から派生している不登校・休学問題が浮上している。そのため解決に時間を要する相談が増加し、未だ継続して対応している事が増加の一因となっている。特に高校生の家庭内暴力・不登校・休学問題については、学校や関係機関と連携しながら対応を行っている。



非 行 相 談													
類型	盗癖 窃盗	暴力 行為	校内 暴力	家庭内 暴力	たかり 恐喝	飲酒	喫煙	家出	深夜 はいかい	金銭 乱費	道交法 違反	怠学	累計
R3 年度	63	8	20	68	7	3	11	4	3	7	21	3	218
R2 年度	12	46	82	76	12	1	0	102	3	4	11	0	349
増 減	51	—38	—62	—8	—5	2	11	—98	0	3	10	3	—131

非 行 相 談 以 外 の 相 談														
類型	不登校	学校 学業	就職 仕事	家庭	しつけ 生活	交友	性	発達 障害	心の病	健康 身体	いじめ	虐待	その他	累計
R3 年度	71	163	73	7	644	27	2	0	2	5	3	31	17	1,045
R2 年度	158	119	59	10	464	49	8	16	5	0	7	27	14	936
増 減	—87	44	14	—3	180	—22	—6	—16	—3	5	—4	4	3	109

典型的には「非行相談関係」が218件で、全体の17%を占めているが、前年度同時期に比べ131件(−37.5%)となっている。減少した理由については、昨年度相談を受けていた中・高校生の「家出関係相談」が一定程度解決したことが一つの要因となっているが、下半期以後には中学生による「盗癖・窃盗・金銭乱費問題」が増加傾向にあるのが気になる。

また、非行相談以外では新型コロナウイルス感染症対策問題が長期化しつつあることから、家庭や学校からの「しつけ・生活問題」や「学校・学業問題」の相談が大幅に増加してきているが、これは家庭生活、学校生活における子供たちの不安定傾向の高まりを示しているものと考えられる。

これら家庭や学校からの「しつけ・生活問題」や「学校・学業問題」に関する相談の増加については、このまま社会環境に大きな変化がなければ、来年度以降も増加傾向が続く恐れがあることから、今後の傾向を注視しながら、関係機関と連携しながら取り組む必要がある。

(2) 街頭補導活動

年度	巡回補導延べ回数 (内補導委員会計画)	活動 延べ人数	補導少年
R 3	1 0 6 回 (24 回)	3 5 8 人	9 0 人
R 2	1 3 5 回 (31 回)	4 1 8 人	1 2 9 人

※ 合同街頭補導(少年補導委員会・関係機関等)については、今年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症対策で現地集合・現地解散・短時間実施とした。また、4月以降、合同街頭補導対象のイベントは、すべて中止となった。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策が継続されているところから、実施日数・補導少年数とも、前年度同時期で減少している。以前のように大型量販店や公園での集団化は減少しているものの、一部の少年宅に集まるなど、少年たちの行動把握がより難しくなっている。

また、補導等少年との会話などからSNSを介しての他市町の他校生とのつながりを持っている児童・生徒が多いことも気がかりなところである。

(3) 環境浄化活動

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
4	2 6 日(月)	19:00	有害図書等立入調査	書店(1店舗)
5	2 5 日(火)	13:40	有害図書等立入調査	コンビニ店(6店舗) DVD 等取扱店(1店舗) 書店(1店舗) 陳列指導(5店舗) 包括指定該当図書4冊購入
6	2 4 日(木)	13:30	有害図書等立入調査	コンビニ店(3店舗) 陳列指導(1店舗) 包括指定該当図書2冊購入
7	8 日(木)	18:30	有害図書等立入調査	量販店(1店舗) コンビニ店(1店舗) 陳列指導(1店舗) 包括指定該当図書1冊購入
	2 7 日(火)	14:00	有害図書等立入調査	量販店(1店舗) コンビニ店(7店舗) 陳列指導(3店舗) 包括指定該当図書4冊購入
8	2 3 日(月)	14:00	有害図書等立入調査	コンビニ店(4店舗) DVD 等取扱店(1店舗) 量販店(1店舗) 陳列指導(3店舗) 包括指定該当図書3冊購入
1 0	2 0 日(水)	13:30	図書等県下一斉調査	コンビニ店(6店舗) ネットカフェ複合施設(2店舗) 量販店(4店舗) 刃物類取扱店(2店舗) 包括指定該当図書2冊購入
	2 2 日(金)	13:45	図書等県下一斉調査	コンビニ店(4店舗) 量販店(3店舗) 刃物類取扱店(5店舗) 書店(1店舗)
	2 7 日(水)	13:10	図書等県下一斉調査	コンビニ店(5店舗) 量販店(2店舗) カラオケ店(1店舗) 刃物類取扱店(3店舗) 書店(2店舗) 包括指定該当図書1冊購入
	2 8 日(木)	14:00	図書等県下一斉調査	コンビニ店(5店舗) 量販店(5店舗) 刃物類取扱店(1店舗) 包括指定該当図書2冊購入

月	日(曜日)	時間	事業内容	備 考
11	10日(水)	13:30	図書等県下一斉調査	コンビニ店(8店舗) 量販店(4店舗) 包括指定該当図書2冊購入
	11日(木)	13:30	図書等県下一斉調査	コンビニ店(5店舗) 量販店(5店舗) 刃物類取扱店(2店舗) 包括指定該当図書2冊購入
	17日(水)	9:00	図書等県下一斉調査	コンビニ店(5店舗) 量販店(2店舗) 書店(1店舗) 刃物類取扱店(1店舗)
12	8日(水)	15:30	有害図書等立入調査	量販店(2店舗)
1	19日(水)	15:30	有害図書等立入調査	書店(1店舗) 量販店(1店舗)

※環境浄化活動において「包括指定該当図書」として購入したすべての雑誌が、滋賀県青少年の健全育成に関する条例第11条第2項の規定に基づき、青少年に有害なものとして包括指定された。

【包括指定】(条例抜粋)

次のものは、有害指定の告示がなくても有害な図書等となります。

- 書籍又は雑誌等で、全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の性行為の図面又は写真を掲載するページ(表紙を含む)が20ページ以上のもの又は総ページ数の5分の1以上を占めるもの
- 電磁的記録媒体(DVD、ビデオテープ等)で全裸もしくは半裸での卑わいな姿態又は性交等の場面の時間が合わせて3分を超えるもの、又は当該場面の数が20以上のもの

(4) 街頭啓発活動等

月	日(曜日)	時間	事業内容	場 所
4	9日(金)	18:00	「音声放送番組」少年センターについて	あいコムこうか
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
5	14日(金)	18:00	「音声放送番組」 不正大麻・けし撲滅運動の実施について	あいコムこうか
	—		広報紙「少年補導委員会だより」発行	組回覧・関係機関等
6	11日(金)	18:00	「音声放送番組」 ネット社会の危険から子どもたちを守るために!	あいコムこうか
	25日(金)	9:30	「誘拐防止教室」ペープサート劇	土山小学校
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
7	1～31日		「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」啓発	関係施設内グッズ設置
	9日(金)	9:30	「薬物乱用防止教室」①	甲南第一小学校
		10:40	「薬物乱用防止教室」②	甲南第一小学校
		18:00	「音声放送番組」青少年の非行・被害防止強調月間	あいコムこうか
	16日(金)	13:35	「薬物乱用防止教室」	大野小学校
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
8	13日(金)	18:00	「音声放送番組」ネット依存とゲーム依存について	あいコムこうか

月	日(曜日)	時間	事業内容	場所
9	10日(金)	18:00	「音声放送番組」甲賀市少年センターが行う青少年を取り巻く有害環境浄化活動について	あいコムこうか
10	8日(金)	18:00	「音声放送番組」	あいコムこうか
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
11	1～31日		「滋賀県子ども・若者育成支援推進強調月間」啓発	関係施設内グッズ設置
	12日(金)	18:00	「音声放送番組」子ども・若者育成支援推進強調月間	あいコムこうか
	26日(金)	9:35	「薬物乱用防止教室」①	水口小学校
		10:40	「薬物乱用防止教室」②	水口小学校
	29日(月)	9:40	「薬物乱用防止教室」	甲南第二小学校
	—		広報紙「少年センターだより」発行	区・自治会長、関係機関等
12	10日(金)	18:00	「音声放送番組」子どもを虐待から守りましょう	あいコムこうか
	21日(火)	10:40	「薬物乱用防止教室」	小原小学校
1	14日(金)	18:00	「音声放送番組」SNSによるトラブル関連について	あいコムこうか
	17日(月)	9:35	「薬物乱用防止教室」中止	油日小学校
	20日(木)	14:00	「薬物乱用防止教室」中止	朝宮小学校
	21日(金)	13:35	「薬物乱用防止教室」中止	土山小学校
	26日(水)	10:45	「薬物乱用防止教室」中止	佐山小学校
	27日(木)	14:00	「薬物乱用防止教室」中止	甲南中部小学校

(5) 各種会議、研修会、学校訪問等

- ①学校訪問(市内小中高、施設、市外高等学校等)・・・58回
- ②関係機関等会議、研修会等・・・34回
- ③ケース会議、スパック会議、学校問題行動対策会議等・・・10回
- ④関係機関等との情報交換(保護司、民生児童委員、警察、学校、市教委、家児相等)・・・104回

(6) その他の支援活動

非行を繰り返す少年の背景には、保護者の監護能力の低さや複雑な家庭事情からくる生活の乱れ、虐待等の根深いものがあり、そのまま放置されることによって就学・就業等社会に帰属できなくなり、不良グループにその居場所を求めるといった現実が存在する。

そこで、当センターとしてはこれらの課題を持つ少年を立ち直らせ、再非行を防止するためにセンターそのものを居場所として提供したうえで生活習慣の改善、就学・就労支援、家庭環境の改善等に関する必要な支援を行うなど、少年個々の非行程度や少年を取り巻く環境に応じた体系的な支援を行っている。

- ①不登校生徒支援・・・19回(定期通所によるゲーム等を行うなどして居場所作り、学習指導など)
- ②生活改善支援(対象者4人：定期通所)・・・12回
- ③登校支援・・・26回(在籍校へ登校をさせることを目的とした早朝家庭訪問、モーニングコール等)
- ④就学(学習)支援・・・18回(家庭訪問による学習指導)

令和4年(2022年)度 甲賀市少年センター 事業計画

月	事業内容
4	・少年補導(委)員会第1回定例幹事会(地区事務局合同) 12日(火)18:30 水口中央公民館 ・合同街頭補導 5日(火)18:30、15日(金)18:30、19日(火)19:30(水口曳山祭宵宮) ・少年補導(委)員会総会ならびに第1回研修会 23日(土)9:30 甲賀警察署(予定)
5	・合同街頭補導 9日(月)18:30、20日(金)18:30、24日(火)15:30
6	・合同街頭補導 1日(水)18:30、17日(金)18:30、23日(木)15:30 ・少年補導委員会第2回研修会・・上旬予定
7	○「青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間」 ・少年補導(委)員会第2回定例幹事会 5日(火)18:30 水口中央公民館 ・合同街頭補導 1日(金)18:30、7日(木)18:00啓発・19:30巡回(矢川神社七夕まつり) 15日(金)18:30、23日(土)18:30(大原祇園宵宮) 23日(土)20:00(しがらき火まつり)、25日(月)18:30(田村神社万灯祭) 30日(土)18:00啓発、30日(土)19:30巡回(甲賀流にんにん大花火)
8	・合同街頭補導 2日(火)18:30、16日(火)19:30(杣川夏まつり) 19日(金)18:30、24日(水)18:30、29日(月)18:30
9	・少年補導(委)員会第3回定例幹事会 6日(火)18:30 水口中央公民館 ・管外研修会(第3回)・・下旬頃(滋賀県警察航空隊の予定) ・合同街頭補導 1日(木)18:30、16日(金)15:30、21日(水)18:30 ・県青少年補導センター 連協研修大会・・未定 湖北・彦根
10	・滋賀安全なまちづくり県民大会・・未定 ・合同街頭補導 4日(火)18:30、13日(木)18:30、21日(金)18:30
11	○「滋賀県子ども・若者育成支援強調月間」 ・合同街頭補導 1日(火)18:30(兼街頭啓発)、9日(水)18:30、18日(金)18:30 22日(火)15:30 ・薬物乱用防止教室指導者講習会(日時会場等未定)
12	・県下一斉街頭補導(第三金曜日) ・少年補導(委)員会第4回定例幹事会 6日(火)18:30 水口中央公民館 ・合同街頭補導 1日(木)18:30、14日(水)18:30、16日(金)15:30、20日(火)15:30
1	・合同街頭補導 10日(火)18:30、20日(金)18:30
2	・合同街頭補導 2日(木)18:30、17日(金)15:00
3	・少年補導(委)員会第5回定例幹事会 7日(火)18:30 水口中央公民館 ・合同街頭補導 1日(水)15:30、17日(金)18:30
	・「補導委員会だより」の発行(6月頃組回覧予定) ・地区別補導委員会ならびに巡回パトロール等・・随時 ・薬物乱用防止教室、誘拐防止教室等・・随時 ・臨時役員会・・随時

○甲賀市少年センター条例

平成 17 年 6 月 24 日

条例第 44 号

改正 平成 25 年 12 月 18 日 条例第 36 号

(設置)

第 1 条 少年補導活動及び少年相談活動等を総合的かつ効果的に行い、少年の非行を防止し、少年の健全な育成を図るため、甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
甲賀市少年センター	甲賀市水口町本丸 1 番 10 号

(事業)

第 3 条 少年センターは、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年の健全育成に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) 少年支援に関すること。
- (4) 少年の非行防止に関すること。
- (5) 少年補導に関すること。
- (6) 有害環境の浄化に関すること。
- (7) 情報・資料の収集及び整理に関すること。
- (8) その他少年センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(協議会)

第 4 条 教育委員会の諮問に応じて少年センターの円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 少年の健全育成に関係のある機関又は団体の代表者

- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係教育機関の職員
- (4) 教育委員会が指名する職員
- (5) その他教育委員会が適当と認める者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 少年センターに、所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、甲賀市教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第36号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○甲賀市少年センター条例施行規則

平成 17 年 6 月 30 日

教育委員会規則第 16 号

改正 平成 18 年 3 月 30 日教委規則第 11 号

平成 26 年 1 月 29 日教委規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、甲賀市少年センター条例（平成 17 年甲賀市条例第 14 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(分掌事務)

第 2 条 甲賀市少年センター（以下「少年センター」という。）において所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 3 条に掲げる事業の企画実施に関すること。
- (2) 甲賀市少年センター協議会（以下「協議会」という。）に関すること。
- (3) 甲賀市少年補導委員（以下「少年補導委員」という。）に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 少年センターの管理に関すること。
- (6) 少年センターの庶務に関すること。

(協議会の会長)

第 3 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の運営)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に

諮って定める。

(相談業務)

第6条 条例第3条第2号に掲げる相談業務（以下「相談業務」という。）の時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 相談業務の休業日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

(少年補導委員)

第7条 少年センターに少年補導委員を置く。

2 少年補導委員は、教育委員会が委嘱する。

3 少年補導委員の定数は、79人以内とする。

4 少年補導委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の少年補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 少年補導委員は、再任することができる。

(少年補導委員の任務)

第8条 少年補導委員は、少年センターの事業目的達成のために次の任務を行う。

(1) 少年の保護及び少年補導

(2) 非行少年等の早期発見及び継続補導

(3) 少年をめぐる有害環境の浄化

(4) 非行防止のための地域社会に対する啓発

(5) 非行防止対策に必要な地域団体との連携及び連絡調整

(6) 前各号に掲げるもののほか、少年の非行防止対策のために必要と認められる事項

(少年補導委員の服務)

第9条 少年補導委員は、その職務上知り得た事項については厳に秘密を保持しなければならない。

2 少年補導委員は、常に他の少年補導委員との連絡を密にし、知識の向上に努めなければならない。

3 少年補導委員が、補導活動その他任務に従事するときは、常に少年補導委員証（別記様式）を携帯しなければならない。

（専決事項）

第10条 所長は次に掲げる事項を専決することができる。

- （1） 少年センターの事業の企画実施に関すること。
- （2） 少年センターの管理、運営及び職員の服務に関する軽易な事項

（公印）

第11条 少年センターが使用する公印の名称、ひな形、寸法及び用途等は、次のとおりとし、所長がこれを保管する。

公印の名称	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)	用途
甲賀市少年センター所長		れい書	方21	所長名をもって発する文書用

2 公印の取扱いについては、甲賀市公印規則（平成16年甲賀市規則第10号）の規定を準用する。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成18年教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第5条第4項の規定にかかわらず、少年補導委員の任期は、平成18年度の委嘱する者に限り平成18年6月1日から平成20年3月31日までとする。

付 則（平成26年教委規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第9条関係）

別記様式(第9条関係)
甲賀市少年補導委員証

(表面)

		第 号	
写真		甲賀市少年補導委員証	
氏名			
生年月日			
任期	年	月	日から
	年	月	日まで
	年	月	日交付
甲賀市教育委員会 印			

(裏面)

注意事項
1 本証は、甲賀市少年センター設置条例施行規則第9条第4項の規定に基づくものである。
2 本証は、少年補導委員が街頭補導等その任務に従事するときは、必ず携帯しなければならない。
3 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
4 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
5 退職その他の理由により少年補導委員としての身分を失ったときは、直ちに本証を返還しなければならない。